

# Ⅲ 検定及び基準器検査等

## 1 特定計量器の検定

取引や証明に使用する特定計量器は、国や県などの検定を受けなければならない。当所では、質量計、圧力計及び体積計の検定及びタクシーメーターの装置検査を行っている。検定で一定の条件（構造、器差）に適合すると検定証印が付される。

なお、タクシーメーターは「検定証印」と「装置検査証印」が付される。

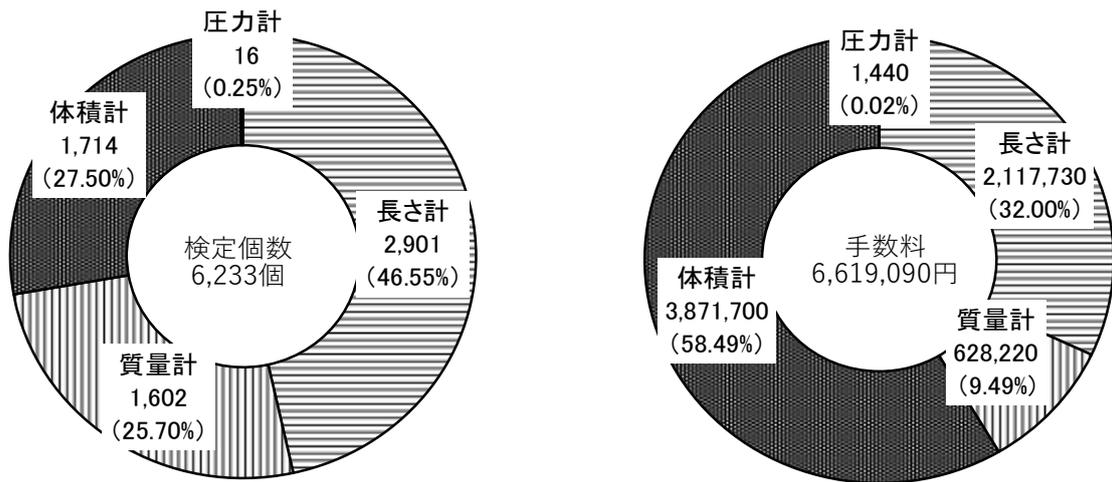


検 定 証 印

種 類	正方形の一辺の長さ						
	1.2mm	1.8mm	3mm	3.6mm	6mm	12mm	24mm
打ち込み印	○	○		○	○		
押し込み印				○	○		
すり付け印			○		○	○	○
焼 き 印					○	○	

検定を行う場所は、原則として検定所等検定実施機関とされているが、土地建物又は工作物に固定されたものや構造上運搬が困難なものなど、特別な事由があるものについては特定計量器の所在場所で検定を行っている。

(1) 検定個数及び検定手数料 (令和6年度)



(注) 過納があった場合は過納額は含まない。

令和6年度の検定個数に対する検定手数料であり、手数料収入内訳(5ページ)の検定手数料と一致しない場合がある。

## (2) 器種別検定成績（令和6年度）

器 種	新 品		修理品		その他		合 計		
	検 定 個 数	不 合 格 個 数	検 定 個 数	不 合 格 個 数	検 定 個 数	不 合 格 個 数	検 定 個 数	不 合 格 個 数	
長さ計	タクシーメーター装置	-	-	2,901	36	-	-	2,901	36
	計	-	-	2,901	36	-	-	2,901	36
質量計	不等比皿手動はかり	135	-	-	-	-	-	135	-
	台手動はかり	216	-	4	-	-	-	220	-
	棒はかり	-	-	-	-	-	-	-	-
	ばね式指示はかり	1	-	2	-	-	-	3	-
	手動指示併用はかり	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気抵抗線式はかり	6	-	157	1	-	-	163	1
	誘電式はかり	-	-	-	-	-	-	-	-
	電磁式はかり	-	-	-	-	-	-	-	-
	分銅	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,081	-	-	-	-	-	1,081	-
	計	1,439	-	163	1	-	-	1,602	1
皮革面積計		-	-	-	-	-	-	-	-
体積計	水道メーター	-	-	-	-	-	-	-	-
	燃料油メーター	-	-	1,708	45	-	-	1,708	45
	液化石油ガスメーター	-	-	6	-	-	-	6	-
	計	-	-	1,714	45	-	-	1,714	45
圧力計	アネロイド型圧力計	-	-	16	-	-	-	16	-
	アネロイド型血圧計	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	16	-	-	-	16	-
合 計		1,439	-	4,794	82	-	-	6,233	82

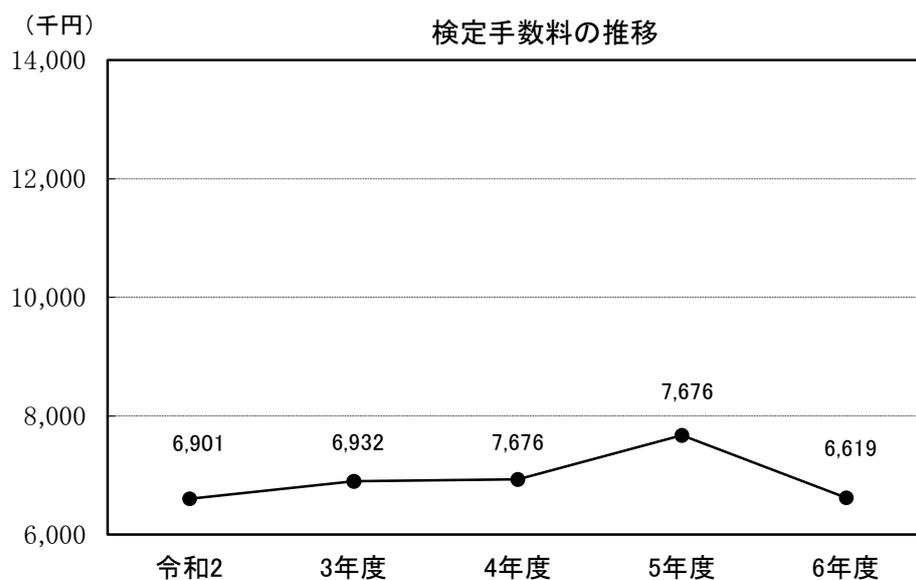
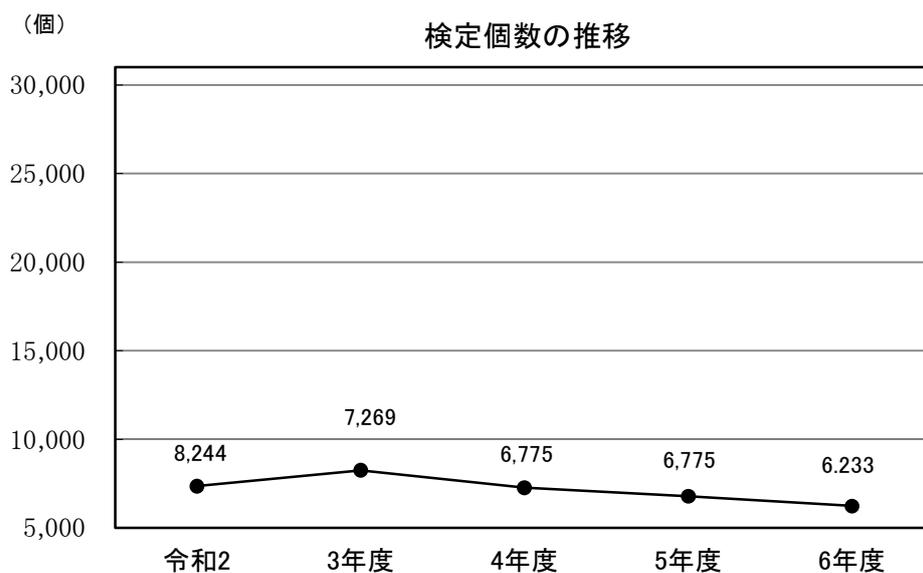
長さ計(タクシーメーター)が最も多く、次に体積計(燃料油メーター等)、質量計(ばね式指示はかり、台手動はかり、不等比皿手動はかり、電気抵抗線式はかり等)、圧力計の順となっている。

なお、所内検定と所在場所検定の比率は所在場所検定が約95%を占めている。

## (3) 所在場所検定個数（令和6年度）

器 種	新 品		修理品		その他		合 計	
	検 定 個 数	不 合 格 個 数	検 定 個 数	不 合 格 個 数	検 定 個 数	不 合 格 個 数	検 定 個 数	不 合 格 個 数
タクシーメーター装置検査	-	-	2,615	34	-	-	2,615	34
不等比皿手動はかり	135	-	-	-	-	-	135	-
台手動はかり	216	-	4	-	-	-	220	-
ばね式指示はかり	1	-	2	-	-	-	3	-
手動指示併用はかり	-	-	-	-	-	-	-	-
電気抵抗線式はかり	6	-	130	-	-	-	136	-
電磁式はかり	-	-	-	-	-	-	-	-
分銅	-	-	-	-	-	-	-	-
定量増おもり	1,081	-	-	-	-	-	1,081	-
水道メーター	-	-	-	-	-	-	-	-
燃料油メーター	-	-	1,707	45	-	-	1,707	45
液化石油ガスメーター	-	-	6	-	-	-	6	-
アネロイド型圧力計	-	-	16	-	-	-	16	-
アネロイド型血圧計	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,439	-	4,480	79	-	-	5,919	79

#### (4) 検定個数及び検定手数料の推移



(注 1) 過納があった場合は過納額は含まない。  
令和6年度の検定個数に対する検定手数料であり、手数料収入内訳(5ページ)の検定手数料と一致しない場合がある。

## 2 基準器検査

特定計量器の製造・修理を行う事業者や適正計量管理事業所等で使用している特定計量器の検査をするための基準器は、一般の計量器より高い精度が要求され、それぞれ国、県又は日本電気計器検定所の基準器検査に合格（基準器検査証印を付す）したものを備えなければならない。

このうち県が検査を行う主な基準器は次のとおりである。

- ① タクシーメーター装置検査用基準器
- ② ひょう量が2t以下の基準手動天びん、基準直示天びんで目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの
- ③ ひょう量が5t以下の基準台手動はかりで、目量又は感量がひょう量の20,000分の1以上のもの
- ④ 1級基準分銅、2級基準分銅及び3級基準分銅
- ⑤ 基準面積板
- ⑥ 全量が1,000L未満の液体メーター用基準タンクで、水道メーターの検査に用いるもの
- ⑦ 全量が25L以下の液体メーター用基準タンクで燃料油メーターの検査に用いるもの

### (1) 検査成績（令和6年度）

器 種	新 品		修理品		その他		合 計	
	検 査 個 数	不 合 格 個 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数
基準台手動はかり	-	-	3	-	-	-	3	-
3 級 基 準 分 銅	-	-	172	-	-	-	172	-
2 級 基 準 分 銅	1	-	597	-	-	-	598	-
1 級 基 準 分 銅	5	-	145	1	-	-	150	1
基 準 タ ン ク ( 水 道 メ ー タ ー 用 )	-	-	-	-	-	-	-	-
基 準 タ ン ク ( 燃 料 油 用 )	-	-	6	1	-	-	6	1
タクシーメーター装置 検査用基準器	-	-	-	-	-	-	-	-
計	6	-	923	2	-	-	929	2

基準器検査証印  
の 形 状



基準器検査証印

種 類	一辺の長さ						
	1mm	2mm	3mm	4mm	6mm	12mm	24mm
打ち込み印	○	○		○			
押し込み印				○			○
すり付け印			○		○		
はり付け印				○	○	○	